

# 島田市新型コロナウイルス感染症「5類」移行後の対応方針

令和5年4月28日

島田市

新型コロナウイルス感染拡大第8波は、3月下旬には収束状態に至ったとみられる。今後、5月連休明け頃から夏場にかけて一定の感染拡大の波が再来する可能性があるが、病原性が感染拡大第8波以上に高くなる可能性は極めて小さいとみられる。

2020年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認され、市内では同年7月に初めての感染事例が確認された。3年余りの新型コロナウイルス感染症への対応の中で、8回の感染拡大の波を経験した。関係法令に基づく緊急事態措置やまん延防止等重点措置による感染拡大防止の重点的な取組やワクチン接種や手洗い・マスク着用等の基本的感染対策を継続しつつ、日常生活や社会経済活動を維持する努力を続けてきた。

このような中、政府は新型コロナウイルス感染症による重症化率や致死率の低下状況から私権制限が必要なほど「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がなくなったとして、5月8日をもって、感染症法上の分類区分を季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更することとした。新型コロナウイルス感染の波は、今後とも継続的に発生すると考えられることから、基本的な感染対策やワクチン接種を継続しつつ、日常生活や社会経済活動を本格的に回復させる取組を加速化させていくことになる。

「5類」体制に円滑に移行するために、コロナ治療に幅広く対応できる医療提供体制を構築するとともに、医療費の公費負担の一部継続などの措置がとられることになっている。自己負担なしでのワクチン接種が当面継続され、発熱等受診相談センター等の運営継続等、移行期の相談体制も維持される。

また、3年余りにわたるコロナ対応によるコロナ患者以外の健康被害や生活困窮等の副次的被害、波及的被害や長引くコロナ感染に伴うり患後症状（後遺症）にも目を向ける必要がある。

以上のことを踏まえ、移行期間が継続されるであろう9月末頃までを念頭に、5月8日以降の島田市の対応方針を明らかにするものである。

## 1 現在の状況（感染拡大第8波の収束と今後の動向）

### （1）全 般

ア 感染拡大第8波は、3月下旬には、1週間10万人当たりの新規感染者が全国・県・市とも50人を下回り、明らかな収束状態に至った。

その後、マスク着用の見直しや人流拡大といった時期的特性もあり、緩やかなりバウンド状況が見られているが、5月の月上旬頃までは数値的に収束状態が維持されるとみられる。

イ 5月上旬以降、免疫効果の減衰もあり、感染拡大に転じた後、一旦減少する

ものの、再び夏場に向けて感染拡大期を迎える可能性がある。病原性が第8波のウイルスより強くなる可能性は小さい。

ウ 次の波収束以降の冬場においても、一定レベルの感染拡大の波が予想され、当面はコロナ流行の波が繰り返されるものと考えられる。

(2) 県の状況（4月23日現在）

ア 新規陽性者数の推移は、3月22日以降、1週間10万人当たりの新規陽性者数が「30人」前後で推移し、収束状態が維持されていたが、4月18日以降緩やかではあるが、明らかな増加傾向に転じている。

重症者数は3月8日以降、ほぼ「0人」で推移している。

イ 実効再生産数は、4月9日から「1」を上回ってやや上昇に転じる傾向で推移しており、当面緩やかな上昇傾向が続くとみられる。

ウ 県全体の病床使用率は10%前後で推移している。なお、入院者の約6割が軽症者である。

(3) 中部保健所管内の状況（4月20日現在）

ア 新規陽性者数の推移は、3月23日以降、1週間10万人当たりの新規陽性者数は「25人～35人」程度で推移し収束状態が維持されている。

イ 県中部地区全体の病床占有率は10%前後で推移している。

(4) 島田市の状況（4月20日現在）

ア 感染状況

① 新規陽性者数の推移は増減幅が大きいものの、3月30日以降、1週間10万人当たりの新規陽性者数は「20人～40人」程度で推移し、収束状態が維持されている。

② 高齢者施設及び保育施設での新規感染者数も極めて低く抑制されている。

イ ワクチン接種率等（4月23日現在の概数）

いずれの区分でも県平均を上回っている。

① 65歳以上

4回目接種 84.4%

5回目接種 68.6%

② 12歳～64歳

3回目接種 62.6%

4回目接種 34.2%

## 2 対応の基本的事項

(1) 基本的考え方

コロナとの共存・共生を図りつつ、日常生活や社会経済活動の本格回復の取組を加速する。

この際、コロナの治療体制及び相談窓口等について広く周知し、「5類」移行に伴う混乱を回避するとともに、高齢者施設等、重症化リスクの高い場所での感染対策の維持に間隙が生じないように留意する。

## (2) 対応の主要事項

- ア 基本的な感染防止策の継続
- イ 希望者に対するワクチン接種の継続
- ウ コロナ治療受け入れ医療機関（コロナ外来対応医療機関）拡充への取組支援
- エ これまでのコロナ感染症継続に伴う波及的・副次的被害への対応
- オ 日常生活、社会経済活動の本格回復の取組の加速化
- カ ポストコロナ時代の新たな社会経済体制の変化に柔軟に適應するための先行的な取組推進
- キ これまでのコロナ対応実績等を踏まえた激甚化する災害リスクや予期される大規模感染症等への対応準備

## 3 分野別の対応

### (1) 体制

- ア 5月7日24時をもって、現行の「新型コロナウイルス感染症対策連絡会」を廃止する。
- イ ワクチン接種推進本部は、特例臨時接種の終了時（令和6年3月31日）まで継続運用する。
- ウ 5月8日以降のコロナ対応は、通常の業務系統により行う。特に、コロナ感染に伴う健康被害、ワクチン接種、感染状況の把握に関する業務は健康づくり課において行う。
- エ 状況の急変により、国又は県として体制を強化して対応する場合は、「島田市新型コロナウイルス感染症対処マニュアル」に基づき対応する。

### (2) 情報収集・共有

- ア 県が1週間ごとに公表する基幹医療機関による定点把握のデータ及び警報アラートの発表状況を継続把握する。
- イ 医療機関や高齢者施設等での陽性者等発生については、所管課において適時状況を把握し、結節において庁内で共有する。
- ウ 県が実施する病原性の高い変異株に関するゲノム解析情報について、適時把握する。
- エ 「5類」移行に伴う、医療費の一部公費負担や相談体制継続等の暫定措置の見直し等に関する情報は確実に把握する。

### (3) 情報提供、市民相談対応

#### ア 情報提供

- ① 「5類」移行に伴う対応について、市HPや広報しまだ等により広く周知する。特に、コロナ外来対応医療機関については、県による広報に加え、受け入れ体制の拡充に合わせて、市として適宜周知する。
- ② ワクチン接種について、市HPで継続周知するとともに、コールセンターの運用を継続する。副反応に関する相談窓口の対応についても、継続周知する。

- ③ 感染状況については、県HPの感染症情報センターから公表される週間レポートのサイトについて周知する。
- ④ コロナ感染に伴うり患後症状（後遺症）への対応については、県や関係医療団体の取組について、市HPで紹介する。

#### イ 相談窓口

##### ① 全般

一般市民による案件ごとの相談は、引き続き市役所各課の相談窓口で対応する（市HP掲載）。この際、健康・受診相談やワクチン接種に関する相談の他、今後増加が予想される波及的・副次的被害に関する相談にも的確に対応する。なお、この種相談については、必要に応じて社会福祉協議会等の部外関係機関と連携して対応する。

##### ② 健康・受診相談

- a 発熱等の場合の対応は、従来通り、症状に応じて、かかりつけ医療機関、コロナ外来対応医療機関又は県指定の発熱等受診相談センターに相談する。
- b コロナ患者受入れ体制拡充に伴うコロナ外来対応医療機関について、問合せに応じて県公表資料に基づき情報提供する。
- c コロナ感染に伴うり患後症状（後遺症）に関する相談については、県公表資料に基づき市内又は近隣市町の対応医療機関を紹介する。

##### ③ ワクチン接種に関する相談

- a 「ワクチン接種のコールセンター」及び必要に応じ各支所・公民館で臨時開設した、高齢者への対面式「予約相談・支援窓口」において、接種の相談や予約を支援する。
- b ワクチン接種副反応についての相談は、身近な医療機関や県の「新型コロナウイルスワクチン接種副反応相談窓口」について情報提供する。
- c ワクチン接種に伴う健康被害救済制度の周知と申請受付を行う。

#### (4) 感染予防措置

##### ア 感染対策の重点化

高齢者施設等及び医療機関等での重症化リスクの高い場所での感染対策を継続して行う。

##### イ 市民の対応

- ① 手指消毒、室内・車内の換気等の基本的な感染防止策を継続する。
- ② マスクについては、飛沫による他人に感染させない効果に着目し、咳エチケットの観点からの着用の要否を判断する。  
発症前からの他人への感染可能性というコロナウイルスの特性を考慮し、高齢者施設等や医療機関利用時、公共交通機関利用時の混雑した状況下では、努めてマスクを着用する。
- ③ 免疫力の維持・向上のために、適度な運動、バランスのとれた食事、十分な休息・睡眠等、規則正しい生活習慣を心がける。  
特に、生活習慣病（肥満、高血圧、糖尿病等）や喫煙が重症化リスクを高

めることから、特定健診の受診や生活改善に努める。

#### ウ 事業所・飲食店等の対応

- ① 業界団体での感染予防に関する手引き等を参考に、事業所としての職場内での感染予防策を継続する。

併せて、従業員の平素の健康管理や定期健康診断を確実に実施する。

- ② 従業員に感染者が発生した場合の、従業員の治療及び家族の介護のための休暇取得等に配慮する。

この際、発症者の療養と回復後の出勤等について、以下の事項を参考とするよう情報提供する。

- a 発症から原則5日間は外出自粛が推奨されていること
- b 上記に加え、解熱から24時間経過まで外出自粛が望ましいこと
- c 発症後10日間はウイルス排出のリスクがあることから、高齢者や重症化リスクが高い人との接触を控える等の配慮が必要なこと

#### エ 公共施設の利用

- ① 施設及び利用者の特性に応じ、混雑緩和、換気、手指消毒、検温等の感染対策を継続する。なお、医療機関や高齢者施設等の重症化リスクの高い施設等を除き、従来行ってきた感染防止策について、以下に留意して対応する。

a 備品や共用部分の消毒は、通常の日常清掃で足りること。

b 感染防止策として行ってきた飛沫防止用のパーティションは特段求めないこと。

c 入場時検温は重症化リスクの高い利用者の有無や感冒等の流行状況に応じて適宜対応すればよいこと。

- ② マスク着用については個人判断とされているが、重症化リスクの高い人々への感染リスクを考慮して、施設管理者が必要な措置を講じる。

#### オ 小中学校等における対応

- ① 季節性インフルエンザへの対応と同様の扱いで対応する。

- ② マスク着用については、国のガイドラインを参考にするとともに、同調圧力によるマスク着用やマスク外しの児童生徒の孤立化等に留意しつつ、個別の状況に応じた対応を行う。

- ③ 児童生徒に感染者が発生した場合、対応マニュアル及び国のガイドラインに基づき対応するとともに、季節性インフルエンザ対応と同様、必要に応じ学級閉鎖・学年閉鎖等の措置を講じ、感染拡大を防止する。

- ④ 感染拡大の状況に応じて、家庭学習用モバイルWi-Fiルータ貸出事業を行う等により、リモート授業を実施することで児童生徒の学習機会を確保する。

- ⑤ 放課後児童クラブの対応は、小学校に準ずる。

- ⑥ 学校・保育施設・放課後児童クラブ等での対応は、感染拡大の状況、児童生徒の心理状態、保護者意見等を考慮しつつ状況の変化に柔軟に対応し必要な措置を講ずる。

## カ 保育関連施設における対応

- ① 保育関連施設団体による感染予防に関する手引き等を参考に、換気・湿度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかける。
- ② 感染予防に関する衛生管理マニュアル及び市で策定したマニュアルに基づき、保育所内での園児及び職員の感染対策を継続する。

## キ 社会福祉施設の対応

- ① 社会福祉施設関連団体による感染予防の手引き等を参考に、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境を確保するよう呼びかける。
- ② 重症化リスクの高い環境であることを考慮し、原則的にマスク着用を求めることになるが、利用者、従事者及び訪問者の状況に応じて、施設管理者が具体的な対応を決める。
- ③ 感染者が発生した場合の重症化予防のため、中和抗体療法や経口治療薬の速やかな投与が受けられるように準備を促す。また、施設職員や入所者の希望者に対するワクチン接種を行う。
- ④ 感染予防マニュアルに基づき、職員の衛生管理、施設内の消毒及び入所者の健康管理等の対策を継続する。
- ⑤ 高齢者施設等での陽性者発生時には、周囲の者への検査や従事者の集中的検査は行政検査として継続する。

また、通所型、訪問型併設の福祉施設について、さらなる感染拡大を防止するために臨時休業等する場合は、介護支援専門員等と連携して利用者に対し適切な代替サービスの提供が行われるよう対応する。

- ⑥ 上記に係る県の対応に積極的に協力するとともに、当該施設の感染対策強化や施設運営継続について、必要な支援を行う。
- ⑦ 従来施設内感染予防のために事業者が負担するPCR検査費用の一部助成や新規入所高齢者のPCR検査の無償実施事業は、廃止する。
- ⑧ 社会福祉施設内での感染者が確認された場合、施設内の消毒を速やかに行い施設を継続して利用できるよう措置する。

## ケ 施設内感染の抑制

- ① 医療機関及び高齢者施設等、重症化リスクの高い人々が利用する施設においては、施設内感染の発生・拡大を抑制するため、感染対策マニュアル等に基づき対応を継続するよう求める。
- ② これらの施設運営事業者に対して、職員などの体調管理を徹底し、体調不良の場合は早期の受診や抗原検査キットの活用により適切に対応するよう求める。

## コ 行事、地域活動の実施

- ① 行事の規模・態様、参加者の特性に応じ混雑緩和、検温（必要に応じ）、換気等の基本的な感染対策を行う。マスクについても、開催場所の広狭、参加者の年齢構成等を考慮し、必要に応じて主催者が着用を求める。

(一例：地域の敬老会の場合、アルコールを含む飲食やカラオケも可能であるが、大声での会話自粛、換気、カラオケ時のマスク着用を推奨)

- ② 地域活性化や地域コミュニティの強化のための行事、防災活動、見守り活動などの地域活動は積極的に行う。

要望に応じ、感染対策としての非接触型体温計の貸し出しは継続する。

#### サ 感染拡大に伴う国・県の特別な取組への対応

定期的な感染拡大の波の発生や新たな変異株の発生に伴い、国・県が何らかの形で感染抑制の取組を行う場合、市としての対応を明らかにし、市民に周知する。

### (5) ワクチン接種

#### ア 国の方針に基づき、計画的に希望者に対するワクチン接種を進める。

- ① 初回接種を終了した5歳以上の重症化リスクの高い人々への接種  
5月8日から8月、9月から12月の年2回接種を予定する。
- ② 初回接種を終了した5歳以上の重症化リスクの高い人々以外の人々への接種  
9月から12月にかけて、年1回の接種を予定する。
- ③ 生後6か月以上の初回接種の継続  
通年にかけて、従来型ワクチン接種を実施する。

#### イ ワクチン接種については、必要性、メリット・デメリットに基づき接種について検討できるよう措置する。

### (6) 医療体制

#### ア 市立総合医療センターの対応

- ① 新型コロナウイルス感染症に対応する診療体制を継続し、感染症指定医療機関として、地域において求められる役割を果たしていく。
- ② 病院の特性を踏まえた組織的・総合的な感染予防策を継続する。
- ③ 地域の医療、保健・福祉機関と連携し、地域医療、救急医療や災害拠点病院としてのニーズに対し、的確に状況を把握し適切に対応していく。

#### イ コロナ治療受入れ体制拡充の取組状況の把握

県が行う市内医療機関でのコロナ患者受入れ体制拡充の取組状況（コロナ外来対応医療機関への登録）を適時把握し、必要に応じ市民への情報提供や啓発を行い、コロナ治療に関する不安軽減を図る。

### (7) 市民生活・社会経済体制の安定確保

#### ア 市役所の業務継続

- ① 市民対応窓口や出先機関の特性に応じて、混雑緩和、換気、手指消毒等の感染対策を行いつつ業務を継続する。
- ② 感染拡大の状況に応じ、テレワーク等の勤務体制を取り入れる。
- ③ 看護専門学校においては、ウイルスを校内に持ち込まない、校内で感染を拡大させない対策を継続する。
- ④ これまでのコロナ対応の実績を踏まえ、感染症対応の特性に応じた現行の

業務継続計画の見直しを行う。

イ 事業所の事業継続体制整備の支援

- ① 中小事業所で、業務継続計画等を策定していない事業所に対し、自然災害を含めて様々なリスクに対応するための一助として、事業継続計画や事業継続力強化計画の策定を推奨する。
- ② 新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原油価格や物価高騰等の影響を受けながらも、介護サービス及び障害福祉サービスの安定的な提供体制の維持に努めている介護サービス事業所等に対する支援金の交付について、継続検討する。
- ③ 介護サービス事業所への介護相談員の派遣により、利用者等からの介護サービスに関する相談に応じ、事業所と意見交換することで、介護サービスの質の向上を図る。

ウ 日常生活、社会経済活動の本格回復・活発化に向けた対応

- ① 地域活動等の活性化  
地域コミュニティ強化、見守り、防災等の活動のさらなる活発化を呼びかけ、求めに応じ助言や従来施策に基づく支援を行う。
- ② 健康維持事業の推進  
免疫力の維持・強化のための生活スタイルを奨励・定着させるため、健幸マイレージ事業や特定健診の受診促進等の事業をさらに推進する。
- ③ 波及的・副次的被害への積極対応
  - a 生活困窮、失業・廃業、家庭内トラブル、受診控え・検診控えやフレイル助長等による健康状態の悪化、デジタル格差、ワクチン差別等の副次的・波及的被害顕在化を把握するため、関係各部署で必要なデータを継続把握・共有し、個別対策や総合的な対策立案に活用する。  
このため、社会福祉協議会と連携し、生活困窮者自立相談支援事業等による生活困窮者の支援を行う他、必要に応じて、市として相談内容に応じた臨時的相談窓口等を設置して対応する。
  - b 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一環として、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用事業を検討する他、市独自の生活困窮者支援の要否について継続検討する。
  - c 市税、水道料金等の支払が困難な生活困窮者に対しては、個別事情を慎重に勘案し、必要に応じて支払い期限猶予や減免の措置を講じる。
- ④ 経済・雇用対策等
  - a 新型コロナウイルス感染症の流行で大きな打撃を受けた地域経済を再生・回復・強化するため、国の「地方創生臨時交付金」を活用し、燃料・物価高騰対策と連動した農林業事業者や中小企業・小規模事業者支援策を展開する。また、「コロナ借換保証」等の資金繰り支援をはじめとする国・県の支援策についても広く情報提供を行う。
  - b 上記の一環として、製造業の国内回帰といった産業転換や少子高齢化な



どの社会経済情勢をにらみつつ、産業構造を踏まえた市独自の産業施策・雇用施策を実施する。

- c インバウンドの本格的な回復や国内旅行者の増加・需要に対応するため、観光・宿泊事業者をはじめとするサービス産業や外食産業の受け入れ環境の整備と高付加価値化を図り、地域産業の活性化につなげる。

#### (8) コロナ流行下での災害対応

ア 感染症対策を考慮した避難所開設・運営要領の普及

コロナ対応を考慮した避難行動、コロナ対策用備蓄物資を活用した避難所開設・運営要領の普及・定着を促す取組を継続する。

イ 避難先（場所）の選定・確保

- ① 避難行動は、安全確保が目的であり、指定避難所に移動するよりも、自宅の2階以上への垂直避難、親戚・知人宅への縁故避難、地区集会所への自主避難等、確実に身の安全を確保できる避難行動を選択すべきことを、継続して普及啓発する。
- ② 想定避難者の規模に照らし、避難者の受入れが困難な指定避難所について、予備の避難所の確保・指定について調整を進める。
- ③ 自宅療養者の避難先について、在宅避難、指定避難所での特定エリアへの一時避難、市指定の自宅療養者専用避難施設への避難等の措置を講じる。

#### (9) ポストコロナ時代の新たな社会経済体制の変化への適応

ア 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び令和5年度予算に基づく新たなビジネススタイル構築支援、移住定住促進事業等の経済対策及びDX（デジタルトランスフォーメーション）関連事業を着実に推進する。

イ 総合計画後期基本計画に基づく実施計画や「島田市まち・ひと・しごと総合戦略」で事業化したポストコロナ時代に向けた取組の着実な進捗を図る。

ウ 令和5年度に行う「島田市デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）」策定やDX推進計画等の見直し作業において、ポストコロナ時代に向けた新たな取組を検討する。

エ 市民や市内事業所自らが新たな事業を創出し展開するきっかけとなる場を提供し、補助金に頼らない持続性のある事業展開につなげる。

#### (10) 激甚化する災害リスクや新たな大規模感染症等への対応

ア 今後も当面の間流行の波が繰り返されると予想される新型コロナウイルス感染症対策への対応を継続しつつ、激甚化する気象事象、激甚化する災害、突発的危機事態への備えを着実に進める。

イ 予期される新型インフルエンザ等の強毒性で致死率が高い大規模感染症への対応について、新型コロナウイルス感染症への対応の成果・教訓を確実に反映させつつ備えを進める。

このため、3年余りにわたる市のコロナ対応について総合的な検証を行い、8月末頃までに検証結果をとりまとめる。

#### 4 今後の検討が必要な課題

- (1) 県及び医師会等が行うコロナ外来対応医療機関拡充の取組への効果的な支援のあり方
- (2) 切れ目のない社会経済活動回復施策の迅速かつ機動的な実施方策
- (3) 新型コロナ感染症流行の波及的被害・副次的被害への対応
  - ア 生活困窮、失業・廃業、メンタル面を含めた健康悪化、高齢者の家庭内転倒事故等の増加、家庭内トラブルの増加、デジタル化に係る教育格差、社会不安の増大、誹謗中傷や差別偏見等の社会的・経済的な疲弊状況に関する実態把握
  - イ 把握結果を踏まえた、現行制度での対策及び新たな対策の必要性の検討
- (4) コロナ対応検証結果のとりまとめ及び新たな大規模感染症への備えの実践